

ごみの正しい分け方・出し方

令和8年4月保存版

※指定袋の氏名欄には、必ず地区指定の表示方法(名前・番号等)で記入をする。
※原則として、当日の朝、7時から8時の間に各地区指定の集積所へ出す。

区分	ごみの内容	収集日程
有料ごみ	燃やせるごみ 赤色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ ※よく水を切ってから出す ●紙くず ●皮革類 ●木くず 小さく(50cm以内)切断し、指定袋に入れる ●ゴム類 ●その他 	毎週 月・木 又は 火・金 ・地区により曜日 が異なる。
	燃やせないごみ 青色文字袋 <ul style="list-style-type: none"> ●金属類 ●ガラス・陶器類 ●灰、トイレ砂 ●その他 	毎週 月～金 のうち1回 ・地区により曜日 が異なる。
リサイクル・資源物	プラスチック製容器包装 商品使用後に不要となる容器・包装 <ul style="list-style-type: none"> ●トレー・カップ・パック類 ●袋・ラップ類 ●チューブ・ボトル類 ●ふた類 ●緩衝材類 	製品プラスチック <ul style="list-style-type: none"> ●製品プラスチックは次の条件を満たすこと ①100%プラスチック素材 ②1辺の長さ50cm未満、厚さ5mm未満 ③汚れが付着していない
	ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> ●汚れが落ちないものは赤色文字袋へ入れる。 	廃食用油 <ul style="list-style-type: none"> ●食用油(植物性)に限る。 ①ペットボトルにためる ②専用回収ボックスに、ペットボトルのまま入れる
	びん <ul style="list-style-type: none"> ●飲食用、化粧品びんに限る。 ●無色ビン 	出せないもの <ul style="list-style-type: none"> ●ラードなどの動物性油脂(新聞紙にしめらす、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ●エンジンオイルなどの機械油 → 排出禁止(業者等へ)
	スチール缶 <ul style="list-style-type: none"> ●飲食用の缶に限る。 ●スチール缶 	
	乾電池 <ul style="list-style-type: none"> ●単一、二、三等の乾電池、ボタン電池 ●電池ホルダー、器具は出せない。車のバッテリーは排出禁止。 	アルミ類 <ul style="list-style-type: none"> ●アルミ缶、アルミ製食器など
	蛍光管 <ul style="list-style-type: none"> ●直管、円管、球管、コンパクト型管 	新聞・雑誌・雑紙・紙パック <ul style="list-style-type: none"> ●新聞 ●雑誌(雑紙類) ●紙パック ●段ボール ●布類
	水銀含有物 <ul style="list-style-type: none"> ●市役所生活環境課または、大田切りサイクルステーションへ持っていく。 	資源物 <ul style="list-style-type: none"> ●大田切りサイクルステーション(無料) ●地区の資源物回収拠点(無料) ●クリーンセンター八乙女(有料) ●小型家電リサイクル認定事業所(有料)
小型家電(家庭用) <ul style="list-style-type: none"> ●充電式小型家電 = 充電して繰り返し使える電池を内蔵した小型家電 	集積所に出せない物 <ul style="list-style-type: none"> ●排出禁止物 	

詳細については、「資源物・ごみのガイドブック」をご覧ください。
不明な点は、市役所生活環境課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 駒ヶ根市役所 生活環境課 環境衛生係
(TEL 0265-83-2111 内線541~543)